

自主点検表【小規模多機能型居宅介護】 (令和3年4月版)

チェックポイントに対する「評価」欄の記入要領(例)

- ・満たしている ...
- ・一部満たしていない ...
- ・満たしていない ... x
- ・該当なし ...

満たしていないものがあつた場合、「備考」欄に その内容を記載すること。

事業所名			
点検年月日	令和	年	月 日
記入者	職名	氏名	

凡例

- 条例第15号 ... 「宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年1月30日 宇治市条例第15号)
- 規則第18号 ... 「宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(平成25年4月1日 宇治市規則第18号)
- 基準 ... 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日 厚生労働省令第34号)
- 平18老計発0331004他... 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)
- 平18厚告126 ... 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日 厚生労働省告示第126号)
- 平18老計発0331005他... 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)
- 要項 ... 「宇治市指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する要項」(平成31年4月1日)

- 法 ... 介護保険法
 施行法 ... 介護保険法施行法
 政令 ... 介護保険法施行令
 施行規則 ... 介護保険法施行規則
 厚令 ... 厚生省令又は厚生労働省令
 厚告 ... 厚生省告示又は厚生労働省告示

- 老発... 厚生省老人保健福祉局長通知
 老企... 厚生省老人保健福祉局企画課長通知
 老計... 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知
 老振... 厚生省老人保健福祉局振興課長通知
 老健... 厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知
 老老... 厚生労働省老健局老人保健課長通知

0 総則

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 地域密着型サービスの事業の一般原則	地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	条例第15号第3条	サービス提供について、左記の取扱いとされているか。		
	地域密着型サービス事業者は、地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、当該事業所が所在する地域との結び付きを重視し、本市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。		地域密着型サービスの事業の運営について、左記の取扱いとされているか。		
	地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務。		利用者の人権の擁護、虐待の防止等について、左記の取扱いとされているか。		
	地域密着型サービス事業者は、地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について		サービスの提供に当たり、左記の情報を活用しているか。		

		サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-termcare Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(1))			
2 暴力団員等の排除	地域密着型サービスの事業を行う事業所の従業者は、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。	条例第15号第3条の2	従業者について、左記の取扱いとしているか。		
	地域密着型サービスの事業を行う事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。		事業所の運営について、左記の取扱いとしているか。		

1 基本方針

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 基本方針	地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせることでサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものである。 (平18老計発0331004他 第3の四の1(1))	条例第15号第78条	サービスについて、左記の取扱いとしているか。		

2 人員に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 従業者の員数等	事業者は、事業所ごとに次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。 一 管理者 1 二 介護職員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる介護職員については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じてサービスの提供に当たる介護職員については、夜間及び深夜の勤務に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上 三 介護支援専門員 1以上	条例第15号第80条 規則第18号第23条	従業者を左記により配置しているか。 ・通いサービス従業者 ・訪問サービス従業者 ・夜勤従業者 ・宿直従業者 常勤の勤務時間数 時間/週 夜間及び深夜の時間帯 : ~ 翌 :		
	常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>介護従業者の勤務延時間数には、小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>(平18老計発0331004他 第2の2(1))</p> <p>従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としないが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。なお、これ以外の従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。</p> <p>夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な従業者を確保するものとする。</p> <p>例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要である。それに加え、日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤1名＋宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な従業者を、事業所全体として確保することが必要となる。</p> <p>具体的には、通いサービスに要する時間(延べ40時間)、日中の訪問サービスに要する時間(8時間)、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計したサービスにおいて必要となる延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要である。</p> <p>夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行うこと。</p> <p>従業者の必要数の算出基準を示したものであるため、日中であれば通いサービスを行うために3：1以上、訪問サービスを行うために1以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している小規模多機能型居宅介護従業者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなるものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の2(1))</p>				
	<p>三の規定にかかわらず、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、条例第15号第93条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</p>				
	<p>事業者が介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、地域密着型介護予防サービス基準条例施行規則第13条第2号及び第3号、第15条並びに第16条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、二及び三、第25条並びに第26条に規定する基準を満たしているものとみなすことができ</p>	<p>規則第18号 第29条</p>			

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
2 管理者	<p>る。</p> <p>管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所以外の職務に従事し、又は当該事業所に併設する次の各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>一 認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>二 地域密着型特定施設</p> <p>三 地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>四 介護老人福祉施設</p> <p>五 介護老人保健施設</p> <p>六 介護療養型医療施設</p> <p>七 介護医療院</p> <p>八 同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>九 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予防支援</p>	<p>条例第15号第80条</p> <p>規則第18号第24条</p>	<p>管理者を左記により配置しているか。</p>		
	<p>事業所の管理者は、常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>イ 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>ロ 事業所に併設する2 に掲げる施設等の職務に従事する場合</p> <p>ハ 同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事する場合(当該事業所が、夜間対応型訪問介護、訪問介護又は訪問看護の事業を一体的に運営している場合の当該事業に係る職務を含む。)</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の2(2))</p>				
	<p>及び規則第18号第69条第1項の規定にかかわらず、小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p>				
	<p>及び の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>		<p>管理者は左記の要件を満たしているか。</p>		
	<p>厚生労働大臣が定める研修 「認知症対応型サービス事業管理者研修」 (平18老計発0331006他)</p>				
	<p>ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。 (平18老計発0331004他 第3の四の2(1))</p>				
3 介護職員	<p>1 の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>	<p>条例第15号第80条</p>	<p>の利用者の数について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>介護職員のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p>	<p>規則第18号第25条</p>	<p>常勤について、左記の要件を満たしているか。</p>		
	<p>介護職員のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。</p>		<p>従業者について、左記の要件を満たしてい</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>看護師又は准看護師は、常勤を要件としておらず、毎日配置していなければいけないということではないものである。 (平18老計発0331004他 第3の四の2(1))</p>		<p>るか。</p>		
	<p>宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、1 の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護職員を置かないことができる。</p>		<p>従業者について、左記の要件を満たしているか。</p>		
	<p>宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となるものである。また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、宿直及び夜勤を行う従業者を置かないことができることとしたものである。 宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものである。 (平18老計発0331004他 第3の四の2(1))</p>				
	<p>次の表の左欄に掲げる場合においては、1 二及び前各項に定める人員に関する基準を満たす介護職員を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		<p>従業者について、左記の要件を満たしているか。</p>		
	<p>当該小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院</p>	<p>介護職員</p>		
	<p>小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>看護師又は准看護師</p>		
	<p>小規模多機能型居宅介護が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、小規模多機能型居宅介護事業所と他の施設・事業所との併設については、小規模多機能型居宅介護として適切なサービスが提供されることを前提に認められるものであることに留意すること。 (平18老計発0331004他 第3の四の3(2))</p>				
	<p>日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要があるが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者には何らかの形で関わることができるような職員配置に努めるものとする。 訪問サービスの提供に当たる従業者を、事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められない。特別養護老人ホームにおける職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えない。 (平18老計発0331004他 第3の四の2(1))</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	1 の規定にかかわらず、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護職員については、本体事業所の職員により当該サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。		従業者について、左記の取扱いとしているか。		
	1 の規定にかかわらず、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護職員又は看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護職員を置かないことができる。		従業者について、左記の取扱いとしているか。		
	3 の規定にかかわらず、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。		看護師又は准看護師について、左記の要件を満たしているか。		
4 介護支援専門員	1 三に規定する介護支援専門員は、登録者に係る居宅サービス等の利用に係る計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事しなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設する2 ー七に掲げる施設等の職務に従事することができる。	条例第15号第80条 規則第18号第26条	介護支援専門員を左記により配置しているか。		
	<p>介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものである。また、非常勤でも差し支えない。</p> <p>介護支援専門員は、基本的には、登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務に従事するものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の2(1))</p>				
	介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。		介護支援専門員は左記の要件を満たしているか。		
	<p>厚生労働大臣が定める研修 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」 (平18老計発0331006他)</p>				
5 事業者の代表者	事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	条例第15号第81条	代表者は左記の要件を満たしているか。		
	<p>厚生労働大臣が定める研修 「認知症対応型サービス事業開設者研修」 (平24老高発0316第2号他 3(1))</p>				
	<p>事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあるものである。</p> <p>特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験とは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員が訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていない。なお、経験の有無については個々のケースごとに判断するものとする。</p> <p>また、これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられるものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の2(3))</p>				

3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考								
1 登録定員及び利用定員	<p>事業所は、その登録定員を29人以下とする。</p> <p>事業所は、次の各号に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。</p> <p>一 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える事業所にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員)まで</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで</p> <p>利用者との関係のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は1か所の事業所に限って利用者登録を行うことができるものであり、複数の事業所の利用は認められないものである。利用定員については、事業所において1日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、1日当たりの延べ人数ではないことに留意すること。なお、基準第82条(定員の遵守)の規定により、特に必要と認められる場合は、利用定員を超えるサービス提供も差し支えないこととされているので、小規模多機能型居宅介護が利用者の心身の状況に応じ、柔軟にサービスを組み合わせ提供されるものであることを踏まえ、適切なサービス提供を行うこと。事業所に併設している有料老人ホームの入居者がサービスを利用することは可能である(ただし、特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護報酬は算定できない。)が、養護老人ホームの入所者がサービスを利用することについては、養護老人ホームは措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者がサービスを利用することは想定していないものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の3(1))</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>条例第15号第82条</p>	<p>登録定員は左記の要件を満たしているか。</p> <p>利用定員は左記の要件を満たしているか。</p>		
登録定員	利用定員												
26人又は27人	16人												
28人	17人												
29人	18人												
2 設備及び備品等	<p>事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。</p>	<p>条例第15号第83条</p> <p>規則第18号第27条</p>	<p>事業所は左記の設備等を備えているか。</p>										

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>事業所とは、サービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として1の建物につき、1の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の2(1)準用)</p>				
	<p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の2(3)準用)</p>				
	<p>に規定する設備は、専ら当該サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>		<p>の設備は左記の要件を満たしているか。</p>		
	<p>事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p>		<p>事業所は左記の要件を満たしているか。</p>		
	<p>に規定する設備の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。 一 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p>		<p>居間及び食堂は左記の要件を満たしているか。</p>		
	<p>居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。 認知症対応型共同生活介護事業所の居間を小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものである。ただし、事業所が小規模である場合(小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合)などで、認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えない。 小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは、事業所が小規模である場合(事業所の通いサービスの利用者と介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合)などで、小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂として機能を十分に発揮しうる適当な広さが確保されており、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は差し支えない。なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えないが、通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いが行わないこと。 (平18老計発0331004他 第3の四の3(2))</p>				
	<p>二 宿泊室 イ 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするができる。 ロ 1の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とすること。 ハ イ及びロを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡</p>		<p>宿泊室は左記の要件を満たしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとする。この場合において、プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p>				
	<p>民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えない。プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するということではない。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものである。</p> <p>利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡程度あり、かつ、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることになる。ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があったとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意すること。</p> <p>他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えない。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の3(2))</p>				

4 運営に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、条例第15号第105条において準用する第97条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>条例第15号第105条</p> <p>条例第15号第8条準用</p>	<p>内容、手続の説明及び同意について、左記の取扱いとしている</p>		
	<p>事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な以下の重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所の重要事項に関する規程の概要 ・ 従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理の体制 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(2)準用)</p>				
	<p>事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、の規定による文書の交付に代えて、で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であってで定めるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>		<p>電磁的方法による文書の交付について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>の規定による承諾を得た事業者は、当</p>		<p>電磁的方法による提</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再びの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>		<p>供を受けない旨の申出があった場合について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、の規定によりに規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 の各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの</p> <p>二 に規定するファイルへの記録の方式</p>	<p>規則第18号第30条</p> <p>規則第18号第7条準用</p>	<p>電磁的方法により重要事項を提供する場合、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>の電磁的方法は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織(事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 電子情報処理組織を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたに規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにに規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>		<p>電磁的方法について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が一のイ及びロ並びに二に規定するファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p>		<p>電磁的方法により文書を交付する場合、左記の取扱いとしているか。</p>		
2 提供拒否の禁止	<p>事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。</p>	<p>条例第15号第105条</p> <p>条例第15号第9条準用</p>	<p>サービス提供拒否について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、</p> <p>当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p> <p>である。</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	〔平18老計発0331004他 第3の一の4(3)準用〕				
3 サービス提供困難時の対応	事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。）等を助案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	条例第15号第105条 条例第15号第10条準用	サービス提供困難時の場合、左記の取扱いとしているか。		
4 受給資格等の確認	事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。	条例第15号第105条 条例第15号第11条準用	被保険者証での確認について、左記の取扱いとしているか。		
5 要介護認定の申請に係る援助	事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	条例第15号第105条 条例第15号第12条準用	左記の場合、必要な援助を行っているか。		
	事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。		左記の場合、必要な援助を行っているか。		
6 心身の状況等の把握	事業者は、サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	条例第15号第84条	サービス担当者会議等を通じて、左記の取扱いとしているか。		
	事業者は、サービス担当者会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者等が当該サービス担当者会議に参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない		テレビ電話装置等の活用について、左記の取扱いとしているか。		
<p>サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>〔平18老計発0331004他 第3の四の4(1)〕</p>					
7 居宅サービス事業者等との連携	事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	条例第15号第85条	居宅サービス事業者等との連携について、左記の取扱いとしているか。		
	<p>事業所の介護支援専門員が登録者の居宅サービス計画を作成し、小規模多機能型居宅介護以外の訪問看護等の居宅サービス等について給付管理を行うこととされていることから、利用者が利用する居宅サービス事業者とは連携を密にしておかなければならないとしたものである。</p> <p>〔平18老計発0331004他 第3の四の4(2)〕</p>				
	事業者は、サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うた		主治医との連携について、左記の取扱いと		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	め、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。		しているか。		
	事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		サービス提供の終了に際し、左記の取扱いとしているか。		
8 身分を証する書類の携行	事業者は、介護職員のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	条例第15号第86条	訪問サービス従業者の身分証について、左記の取扱いとしているか。		
	<p>証書等には、当該事業所の名称、当該訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載するものとし、当該訪問サービスの提供に当たる者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(3))</p>				
9 サービスの提供の記録	事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。	条例第15号第105条 条例第15号第19条準用	サービス提供の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	<p>利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない事項は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該サービスの提供日 ・ サービス内容 ・ 保険給付の額 ・ その他必要な事項 <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(12)準用)</p>				
	事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。		左記の場合、サービス内容等の情報を提供しているか。		
	<p>「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(12)準用)</p>				
10 利用料等の受領	事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	条例第15号第105条 条例第15号第20条準用	介護サービス利用料等の受領について、左記の取扱いとしているか。		
	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	規則第18号第30条 規則第18号第28条準用	利用料の公平性について、左記の取扱いとしているか。		
	<p>利用者間の公平及び利用者保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスであるサービスに係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる小規模多機能型居宅介護のサービスと明確に区分されるサービスに</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>については、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者に、当該事業が小規模多機能型居宅介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 小規模多機能型居宅介護の事業の会計と区分していること。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(13)準用)</p>				
	<p>事業者は、<u> </u>の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>二 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額</p> <p>三 食事の提供に要する費用</p> <p>四 宿泊に要する費用</p> <p>五 おむつ代</p> <p>六 <u> </u>～五に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p>		<p>介護サービス以外の利用料の受領について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>三及び四の費用については、指針の定めるところによるものとし、六の費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平12老企54)によるものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(4))</p>				
	<p>事業者は、地域密着型サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。</p> <p>(法第41条第8項準用)</p>				
	<p>地域密着型サービス事業者は、法第41条第8項準用の規定により交付しなければならない領収証に、地域密着型サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。</p> <p>(施行規則第65条準用)</p>				
	<p>の三及び四に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによる。</p>		<p>食費・宿泊費について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>の三及び四の費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平17厚告419)の定めるところによる。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(4))</p>				
	<p>事業者は、<u> </u>の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>		<p><u> </u>のサービス提供に当たり、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>同意については、利用者等及び介護保険施設等双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。</p> <p>この同意書による確認は、日常生活費等の実費受領の必要が生じるごとに、その受領のたびに逐次行う必要はなく、利用又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービスの内</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認する方法が基本となるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとする。</p> <p>便宜の提供に当たっては、利用者等及び介護保険施設等双方の保護の立場から、その内容及び費用の額については、事業所又は施設の見やすい場所への掲示、利用者等への懇切丁寧な説明、同意書による確認等、日常生活費等と同様の取扱いが適当である。</p> <p>(平12老振75他)</p>				
11 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>条例第15号第105条</p> <p>条例第15号第21条準用</p>	<p>サービス提供証明書の交付について、左記の取扱いとしているか。</p>		
12 サービスの基本取扱方針	<p>サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>	<p>条例第15号第87条</p>	<p>サービスについて、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>		<p>自己評価について、左記の取扱いとしているか。</p>		
13 サービスの具体的取扱方針	<p>サービスの方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。</p>	<p>条例第15号第88条</p>	<p>サービスについて、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となるものである。</p> <p>小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせるサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するよう者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(5))</p>				
	<p>二 サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>三 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>四 介護職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p>		<p>サービスについて、左記の取扱いとしているか。</p> <p>サービスについて、左記の取扱いとしているか。</p> <p>サービスについて、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>「サービスの提供等」とは、小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(5))</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>五 サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安となる。登録定員が25人の場合は通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえる。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(5))</p>		<p>通いサービスの利用者数について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>六 事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p> <p>「適切なサービス」とは、1の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上行うことが目安となるものである。事業者は、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることを望ましい。小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(5))</p>		<p>通いサービスの利用がない日の登録者について、左記の取扱いとしているか。</p>		
14 身体的拘束等の禁止	<p>一 事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>二 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	条例第15号第89条	<p>身体的拘束について、左記の取扱いとしているか。</p> <p>身体的拘束の記録について、左記の取扱いとしているか。</p>		
15 居宅サービス計画の作成	<p>事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>サービスの利用を開始した場合には、介護支援専門員は事業所の介護支援専門員に変更することとなる。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(6))</p>	条例第15号第90条	<p>居宅サービス計画の作成について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>介護支援専門員は、に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年宇治市条例第31号)第16条に規定する具体的取扱い方針に沿って行うものとする。</p> <p>事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければならないものである。具体的な事務の流れは、平18老計発0331004他 別紙2「給付管理業務の流れフローチャート」のとおりである。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(6))</p>		<p>居宅サービス計画の作成について、左記の取扱いとしているか。</p>		
16 法定代理受領サービスに係る報告	<p>事業者は、毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。</p>	条例第15号第91条	<p>給付管理票の提出について、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
17 利用者に対する居宅サービス計画等に関する書類の交付	事業者は、登録者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。	条例第15号第92条	左記の場合、関係書類を交付しているか。		
18 小規模多機能型居宅介護計画の作成等	事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 当該計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意するものとする。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(9))	条例第15号第93条	小規模多機能型居宅介護計画について、左記の取扱いとしているか。		
	介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるようなものとなるように努めなければならない。 「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものである。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(9))		小規模多機能型居宅介護計画について、左記の取扱いとしているか。		
	介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。		小規模多機能型居宅介護計画について、左記の取扱いとしているか。		
	介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。		小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たり、左記の取扱いとしているか。		
	介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。		小規模多機能型居宅介護計画を作成した際、左記の取扱いとしているか。		
	介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後、小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握並びに目標の達成状況の評価を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。		小規模多機能型居宅介護計画の変更について、左記の取扱いとしているか。		
	から までの規定は、 に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。		小規模多機能型居宅介護計画の変更について、左記の取扱いとしているか。		
19 介護等	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 介護サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るように介護サービスを提供し又は必要な支援を行うものとする。その際、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。	条例第15号第94条	サービスについて、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(平18老計発0331004他 第3の四の4(10))				
	事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護職員以外の者による介護を受けさせてはならない。		サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	事業者は、小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業員に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によってサービスの一部を付添者等に行わせることがあってはならない。ただし、事業者の負担により訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(10))				
	事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者との介護職員が共同で行うよう努めるものとする。		サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	利用者が従業員と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものである。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(10))				
20 社会生活上の便宜の提供等	事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。	条例第15号 第95条	サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	事業者は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めることとしたものである。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(11))				
	事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。		左記の場合、同意を得て代行しているか。		
	事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととする。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(11))				
	事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。		サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	事業者は、利用者の家族に対し、当該事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものとする。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(11))				
21 利用者に関する本市等への通知	事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市及び当該利用者の保険者に通知しなければならない。 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例第15号 第105条 条例第15号 第27条準用	左記の場合、本市及び当該利用者の保険者に通知しているか。		
	偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(18)準用)</p>				
22 緊急時等の対応	<p>介護職員は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>条例第15号 第96条</p>	<p>緊急時等の場合、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>従業者が現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 ・ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(12))</p>				
23 管理者の責務	<p>事業所の管理者は、事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p>	<p>条例第15号 第105条</p>	<p>管理者について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業所の管理者は、当該事業所の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>条例第15号 第57条の9準用</p>	<p>管理者について、左記の取扱いとしているか。</p>		
24 運営規程	<p>事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 	<p>条例第15号 第97条</p>	<p>運営規程について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業所は、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載すること。また、訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、24時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載すること。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(13))</p>				
	<p>四 サービスの登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員</p> <p>五 サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p>				
	<p>通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。</p> <p>通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。</p> <p>通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものであるが、地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当であること。さらに、事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には、当該他の市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域の範囲に加えることもあること。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(21)準用)</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>七 サービス利用に当たっての留意事項 八 個人情報の取扱い 九 緊急時等における対応方法 十 非常災害対策</p> <p>34 の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(13))</p> <p>十一 地域との連携等 十二 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（虐待等）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(21) 準用)</p> <p>十三 その他運営に関する重要事項</p>				
25 勤務体制の確保等	<p>事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>事業者ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(6)準用)</p>	<p>条例第15号第105条 条例第15号第57条の11準用</p>	<p>勤務体制について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(6)準用)</p>		<p>従業者によるサービス提供について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>		<p>従業者の研修について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられたこととしており、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。</p> <p>当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している以下の者とする。条例57条の11第4項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等。</p> <p>なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けてお</p>		<p>従業者の研修について、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>り、令和6年3月31日までの間は、努力義務。事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない）。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(6))</p>				
26 定員の遵守	<p>事業者は、適切なサービスを提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>事業主が講ずべき措置の具体的内容のうち、特に留意すべき内容は以下のとおり。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(22) 準用)</p>	<p>条例第15号第98条</p>	<p>職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため左記の措置を講じているか。</p> <p>通いサービス、宿泊サービスの利用定員について、左記の取扱いとしているか。</p> <p>「特に必要と認められる場合」としては、例えば、以下のような事例等が考えられるが、「一時的」とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいうものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(14))</p>		
	<p>の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要があると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から宇治市介護保険事業計画の終期まで(次期の宇治市介護保険事業計画を作成</p>		<p>左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>するに当たって、新たに指定小規模多機能型居宅介護事業所の代わりとなる事業所を整備することよりも、既存の指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護を提供することがより効率的であると市長が認める場合にあっては、次期の宇治市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護を提供することができる。</p>				
27 業務継続計画の策定等	<p>事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>条例第15号第105条 条例第15号第31条の2準用</p>	<p>業務継続計画の策定について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務。</p> <p>業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(7) 準用)</p>				
	<p>事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p>		<p>左記の研修及び訓練を実施しているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(7) 準用)</p>				
	<p>事業者は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。</p>		<p>業務継続計画の見直しについて、左記の取扱いとしているか。</p>		
<p>28 非常災害対策</p>	<p>事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(16))</p>	<p>条例第15号第99条</p>	<p>非常災害対策について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(16))</p>		<p>訓練の実施に当たって、左記の取扱いとしているか。</p>		
<p>29 衛生管理等</p>	<p>事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p>	<p>条例第15号第105条 条例第15号第57条の14 準用</p>	<p>衛生管理について、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(9) 準用)</p>				
	<p>事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>		<p>感染症について、左記の取扱いとしているか。</p>		
			<p>の措置については、具体的には以下のとおりとする。</p> <p>各事項について、に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務。</p> <p>・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照。</p> <p>・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(9) 準用)</p>				
30 協力医療機関等	<p>事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>	<p>条例第15号 第100条</p>	<p>協力医療機関について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>		<p>協力歯科医療機関について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>協力医療機関及び協力歯科医療機関は、当該事業所から近距離にあることが望ましい。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(18))</p>				
30 協力医療機関等	<p>事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>		<p>バックアップ施設について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>協力医療機関やバックアップ施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等)から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の四の4(18))</p>				
31 掲示	<p>事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「運営規程等」という。）を掲示しなければならない。</p>	<p>条例第15号 第105条</p> <p>条例第15号 第33条準用</p>	<p>運営規程等の掲示について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる以下の重要事項等を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものを。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・従業員の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） <p>なお、次に掲げる点に留意する必要がある。</p> <p>イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>ロ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(25) 準用)</p>				
	<p>事業者は、運営規程等を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、に規定する掲示に代えることができる。</p>		<p>運営規程等の掲示について、左記の取扱いとしているか。</p>		
<p>重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることのできることを規定したものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(25) 準用)</p>					
32 秘密保持	<p>事業所の従業員は、正当な理由がなく、</p>	<p>条例第15号</p>	<p>秘密保持等について</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
等	その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第105条 条例第15号 第34条準用	て、左記の取扱いと しているか。 秘密保持等につ いて、左記の取扱いと しているか。		
	事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 具体的には、事業者は、当該事業所の従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。 (平18老計発0331004他 第3の1の4(26)準用) なお、予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。				
	事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 (平18老計発0331004他 第3の1の4(26)準用)		利用者等の個人情報 について、左記の取扱 いとしているか。		
33 広告	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。	条例第15号 第105条 条例第15号 第35条準用	広告をする場合、左 記の取扱いとしてい るか。		
34 居宅介護 支援事業者に 対する利益供 与の禁止	事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	条例第15号 第105条 条例第15号 第36条準用	利益供与の禁止につ いて、左記の取扱いと しているか。		
35 苦情処理	事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 (平18老計発0331004他 第3の1の4(28)準用)	条例第15号 第105条 条例第15号 第37条準用	苦情への対応につ いて、左記の取扱いと しているか。		
	事業者は、の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。 (平18老計発0331004他 第3の1の4(28)準用)		苦情の記録につ いて、左記の取扱いと しているか。		
	事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応		苦情に関する本市の 調査等について、左記 の取扱いとしてい るか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>				
	<p>事業者は、本市からの求めがあった場合には、の改善の内容を本市に報告しなければならない。</p>		<p>本市から求めがあった場合、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>		<p>苦情に関する国保連の調査等について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>		<p>国保連から求めがあった場合、左記の取扱いとしているか。</p>		
36 調査への協力等	<p>事業者は、提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>条例第15号第101条</p>	<p>サービスに関する本市の調査等について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、市町村の求めに応じ、当該事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出するものとする。さらに、事業者は、当該情報について自ら一般に公表するよう努めるものとする。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(19))</p>				
37 地域との連携等	<p>事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>条例第15号第105条 条例第15号第57条の16準用</p>	<p>運営推進会議について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>運営推進会議は、事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。 小規模多機能型居宅介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。</p> <p>イ 利用者及び利用者家族（以下この項目において「利用者等」という。）については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(9))</p>				
	<p>事業者は、の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>事業者は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。</p> <p>イ 自己評価は、事業所の全ての従業員が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で他の従業員の振り返り結果を当該事業所の従業員が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業員の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。</p> <p>ロ 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。</p> <p>ハ このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。</p> <p>ニ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。</p> <p>ホ 小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成25年度老人保健健康増進等事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会)を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(18))</p>		<p>運営推進会議の記録について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動、の地域包括支援センター等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>小規模多機能型居宅介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。 (平18老計発0331004他 第3の四の4(18))</p>		<p>地域との交流について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(29) 準用)</p>		<p>本市が実施する事業について、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者にサービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、条例第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(29) 準用)</p>		<p>事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、運営推進会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者等が当該運営推進会議に参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</p> <p>運営推進会議は、テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(9))</p>		<p>テレビ電話装置等を活用する場合、左記の取扱いとしているか。</p>		
38 居住機能を担う併設施設等への入所等	<p>事業者は、可能な限り、利用者がその居室において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設等へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>条例第15号第103条</p> <p>規則第18号第28条の2</p>	<p>併設施設等への入所について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>で定める施設等は、2 人員に関する基準3 に掲げる施設等その他の施設とする。</p>				
39 事故発生時の対応	<p>事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の保険者及び家族並びに当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(30)準用) 事故発生時の対応は、条例の他「介護サービスの提供により事故等が発生した場合の宇治市への報告に関する要項」により行うこと。</p>	<p>条例第15号第105条</p> <p>条例第15号第39条準用</p>	<p>事故が発生した場合、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(30)準用)</p>		<p>事故の記録について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、利用者に対するサービスの提</p>		<p>損害賠償について、</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(30)準用)</p>		左記の取扱いとしているか。		
40 虐待の防止	<p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>条例第15号第105条</p> <p>条例第15号第39条の2準用</p>	<p>虐待の発生、再発の防止に関して、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。</p> <p>・虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第15号第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。</p> <p>・虐待等の早期発見 事業所の従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。</p> <p>・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務。</p> <p>虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これ</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>と一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要がある。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p>虐待の防止のための指針（第2号） 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>虐待の防止のための従業員に対する研修（第3号） 従業員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p> <p>虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号） 事業所における虐待を防止するための体制として、 から までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(31)準用)</p>				
41 会計の区分	<p>事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>条例第15号第105条 条例第15号第40条準用</p>	<p>会計の区分について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>具体的な会計処理の方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平13老振18）による。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(28)準用)</p>				
42 記録の整備	<p>事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>条例第15号第104条</p>	<p>記録について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>		<p>記録の保存について、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	一 居宅サービス計画 二 小規模多機能型居宅介護計画 三 9 に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 14に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五 21に規定する本市等への通知に係る記録 六 35 に規定する苦情の内容等の記録 七 39 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 八 37 に規定する報告、評価、要望、助言等の記録				
	事業者は、10に規定する利用料等の受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。		記録の保存について、左記の取扱いとしているか。		
43 電磁的記録について	事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項目において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの及び に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	条例第15号第202条	電磁的記録について、左記の取扱いとしているか。		
	電磁的記録について 条例第15号第202条第1項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 その他、条例第15号第202条第1項及において電磁的記録により行うことができるとされているものは、及び に準じた方法によること。 また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 （平18老計発0331004他 第5の1）				
	事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識す		電磁的方法について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>ることができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>電磁的方法について 条例第15号第202条第2項は、利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである</p> <p>電磁的方法による交付は、条例第15号第8条第2項、第3項及規則第18号第1項から第3号までの規定に準じた方法によること。</p> <p>電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ & A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ & A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること</p> <p>その他、条例第15号第202条第2項において電磁的方法によることができることとされているものは、 から までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 (平18老計発0331004他 第5の2)</p>				

5 変更の届出等

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 変更の届出等	<p>地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該地域密着型サービスの事業を再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>	法第78条の5	変更届について、左記の取扱いとしているか。		

6 サービス費用算定に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 基本的事項	<p>一 地域密着型サービスに要する費用の額は、平18厚告126別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定するものとする。</p> <p>事業者が事業所ごとに所定単位数よりも低い単位数を設定する旨を事前に市町村に届け出た場合はこの限りではない。 (平12老企39)</p> <p>二 地域密着型サービスに要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平27厚告93)に平18厚告126別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>1単位の単価は、10円に事業所が所在する地域区分及びサービス種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。 (平27厚告93)</p> <p>三 一、二の規定により地域密着型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>	平18厚告126	<p>左記により算定しているか。</p> <p>左記により算定しているか。</p> <p>左記により計算しているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていきこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年9月30日までの上乗せ分）の計算を行う場合は、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の1(1))</p>				
2 算定基準	<p>一 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)</p> <p>イ 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 事業所の登録者(事業所と同一建物に居住する登録者を除く。)について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>ロ 同一建物に居住する者に対して行う場合 事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>月途中で登録した場合又は月途中で登録を終了した場合には、登録していた期間(登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで)に対応した単位数を算定することとする。また、月途中から事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から事業所と同一建物から同一建物でない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとする。</p> <p>「登録日」とは、利用者が事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が事業者との間の利用契約を終了した日とする。</p> <p>「同一の建物」とは、事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当するものであること。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の5(1))</p> <p>二 短期利用居宅介護費(1日につき)</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして本市に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。 イ 事業所の登録者の数が、当該事業所の登録定員未満であること。 ロ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合であること。 ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。 ニ 指定地域密着型サービス基準第63条に定める従業者の員数を置いて</p>	<p>平18厚告126 別表の4イ 注1、注2</p> <p>平18厚告126 別表の4イ 注3</p>	<p>左記により算定しているか。</p> <p>左記により算定しているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>いること。 ホ 事業所が5（サービス提供が過少である場合の減算）を算定していないこと。 (平27厚告95 五十四) 宿泊室を活用する場合には、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。 (平18老計発0331005他 第2の5(2))</p>				
3 登録定員を超えた場合の減算	<p>当該事業所の登録定員を上回る高齢者を登録させている場合(いわゆる定員超過利用の場合)においては、介護給付費の減額を行うこととし、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。</p> <p>一 適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。 二 登録者の数は、1月間(暦月)の登録者の数の平均を用いる。この場合、1月間の登録者の数の平均は、当該月の全登録者の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均登録者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。 三 登録者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、登録者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。 四 災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。 五 過疎地域その他これに類する地域であって、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に限り、人員及び設備に関する基準を満たすことを要件に、登録定員を超えてサービス提供を行うことが例外的に認められるが、当該定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月から所定単位数の減算を行うことはせず、一定の期間(市町村が登録定員の超過を認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までの最大3年間を基本とする。ただし、次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、市町村が新規に代替サービスを整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認められた場合に限り、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで延長が可能とする。)に限り所定単位数の減算を行わないこととする。 (平18老計発0331005他 第2の1(6))</p>	平12厚告27 七イ	登録定員超過の場合、左記により算定しているか。		
4 従業者の員数が基準を満たさない場合の減算	<p>従業者の員数が平18厚令34第63条に定める員数を置いていない場合におけるサービス費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。</p> <p>常勤換算方法による職員数の算定方法等について 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。その他、常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、及び のとおりとすること。 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものと</p>	平12厚告27 七ロ	人員基準欠如の場合、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>し、1として取り扱うことを可能とする。 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22 年法律第49 号）第65 条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2 条第1 号に規定する育児休業、同条第2 号に規定する介護休業、同法第23 条第2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1 項（第2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の1(7))</p>				
	<p>一 適正なサービスの提供を確保するための規定であるため、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>二 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延数(1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者(短期利用居宅介護費を算定する者を含む。))の数の最大値を合計したものを当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>三 看護・介護職員の人員基準欠如については、</p> <p>イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、</p> <p>ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>ハ 小規模多機能型居宅介護事業所については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者(通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる者に限る。)は、前記イ及びロにより取り扱うこととする。なお、小規模多機能型居宅介護従業者については、指定地域密着型サービス基準第63条第4項の看護師又は准看護師の人員基準欠如に係る減算の取扱いは四、同条第1項の夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びに同条第7項に規定するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスの提供に当たる職員の人員基準欠如に係る減算の取扱いは五を参照すること。</p> <p>四 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。事業所における介護支援専門員が必要な研修を修了していない場合についても、同様の取扱いとする。ただし、都道府県における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に介護支援専門員を新たに配置し、かつ市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該介護支援専門員が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了</p> <p>五 夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びにサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者の人員基準欠如については、ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算することとする。</p> <p>イ 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</p> <p>ロ 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の1(8))</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
5 サービス提供が過少である場合の減算	<p>事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> <p>「登録者1人当たり平均回数」は、暦月ごとに以下のイから八までの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定するものとする。</p> <p>イ 通いサービス 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。</p> <p>ロ 訪問サービス 1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。</p> <p>ハ 宿泊サービス 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。</p> <p>登録者が月の途中で利用を開始又は終了した場合には、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、上記の日数の算定の際に控除するものとする。登録者が入院した場合の入院日(入院初日及び退院日を除く。)についても同様の取扱いとする。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の5(3))</p>	平18厚告126別表の4イ注4	サービス提供過少の場合、左記により算定しているか。		
6 サービス種類相互の算定関係	<p>登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。</p> <p>なお、小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く居宅サービス並びに地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものであること。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の1(2))</p> <p>施設入所(入院)者が外泊又は介護保健施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、地域密着型サービスは算定できない。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の1(3))</p>	平18厚告126別表の4イ注5	左記の取扱いとしてしているか。		
7 同一サービス相互の算定関係	<p>登録者が一の事業所において、サービスを受けている間は、当該事業所以外の小規模多機能型居宅介護事業所がサービスを行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。</p>	平18厚告126別表の4イ注6	左記の取扱いとしてしているか。		
8 特別地域小規模多機能型居宅介護加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従業者がサービスを行った場合は、特別地域小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>区分支給限度基準額の算定対象外</p> <p>厚生労働大臣が定める地域 一 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定す</p>	平18厚告126別表の4イ注7	左記の取扱いとしてしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>る奄美群島</p> <p>三 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村</p> <p>四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島</p> <p>五 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島</p> <p>六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス及び同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの</p> <p>(平24厚告120)</p>				
	<p>特別地域小規模多機能型居宅介護看護加算について</p> <p>「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「サテライト事業所」という。)とし、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする従業者によるサービスは加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする従業者によるサービスは加算の対象となるものであること。</p> <p>サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする従業者を明確にするとともに、当該サテライト事業所からの提供した具体的なサービスの内容等の記録を行い、管理すること。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の2(5)準用)</p>				
9 中山間地域等における小規模事業所加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従業者がサービスを行った場合は、小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	平18厚告126 別表の4イ 注8	左記の取扱いとして いるか。		
	<p>区分支給限度基準額の算定対象外</p>				
	<p>厚生労働大臣が定める地域</p> <p>「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」</p> <p>(平21厚告83 一)</p>				
	<p>当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要がある。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の2(6) 準用)</p>				
10 中山間地域等に居住している登録者に対してサービスを行った場合の加算	<p>事業所が厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	平18厚告126 別表の4イ 注9	左記の取扱いとして いるか。		
	<p>厚生労働大臣が定める地域</p> <p>「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」</p> <p>(平21厚告83 二)</p>				
	<p>当該加算を算定する利用者については、規則第18号第28条に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(平18老計発0331005他 第2の2(7)準用)				
11 初期加算	事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30単位を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再び開始した場合も、同様とする。	平18厚告126別表の4ハ注	初期加算について、左記により算定しているか。		
12 認知症加算	厚生労働大臣が定める登録者に対してサービスを行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。 (1) 認知症加算() 800単位 (2) 認知症加算() 500単位	平18厚告126別表4の二注	認知症加算について、左記により算定しているか。		
<p>厚生労働大臣が定める登録者</p> <p>イ 認知症加算()を算定すべき利用者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>ロ 認知症加算()を算定すべき利用者 要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 (平27厚告94 三十八)</p> <p>「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランク、又はMに該当する者を指すものとする。 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランク に該当する者を指すものとする。 (平18老計発0331005他 第2の5(7))</p>					
13 認知症行動・心理症状緊急対応加算	短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。	平18厚告126別表4のホ注	認知症行動・心理症状緊急対応加算について、左記により算定しているか。		
<p>認知症行動・心理症状緊急対応加算について</p> <p>「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。</p> <p>本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合に算定することができる。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。この際、短期利用（短期利用居宅介護費）ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適切な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要がある。</p> <p>次に掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合には、当該加算は算定できないものであること。</p> <p>a 病院又は診療所に入院中の者</p> <p>b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者</p> <p>c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者</p> <p>判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たったの留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。</p> <p>7日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の時間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の短期利用（短期利用居宅介護費）の継続を妨げるものではないことに留意す</p>					

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>ること。 (平18老計発0331005他 第2の5(8))</p>				
14 若年性認知症利用者受入加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、12を算定している場合は、算定しない。</p> <p>厚生労働大臣が定める登録者 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。 (平27厚告95 十八)</p> <p>受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 (平18老計発0331005他 第2の3の2(14)準用)</p>	平18厚告126別表4のへ注	若年性認知症利用者受入加算について、左記により算定している		
15 看護職員配置加算	<p>厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 看護職員配置加算() 900単位 (2) 看護職員配置加算() 700単位 (3) 看護職員配置加算() 480単位</p> <p>厚生労働大臣が定める施設基準 イ 看護職員配置加算()を算定すべき施設基準 (1) 専ら当該事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置していること。 (2) 定員超過利用又は人員基準欠如に該当していないこと。 ロ 看護職員配置加算()を算定すべき施設基準 (1) 専ら当該事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置していること。 (2) イ(2)に該当していないこと。 ハ 看護職員配置加算()を算定すべき施設基準 (1) 看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。 (2) イ(2)に該当していないこと。 (平27厚告96 二十九)</p>	平18厚告126別表の4ト注	看護職員配置加算について、左記により算定しているか。		
16 看取り連携体制加算	<p>厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1月につき64単位を死亡月に加算する。ただし、この場合において、看護職員配置加算()を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>厚生労働大臣が定める施設基準 イ 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 (平27厚告96 二十九)</p> <p>厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め</p>	平18厚告126別表の4チ注	看取り連携体制加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。</p> <p>(平27厚告94 三十九)</p>				
	<p>登録者の自宅で介護を受ける場合又は事業所において介護を受ける場合のいずれについても算定が可能である。</p> <p>死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、当該事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。（したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、看取り連携体制加算を算定することはできない。）</p> <p>「24時間連絡できる体制」とは、事業所内で勤務することを要するものではなく、夜間においても事業所から連絡でき、必要な場合には事業所からの緊急の呼び出しに応じて出勤する体制をいうものである。管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととする。</p> <p>ア 当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方 イ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時に対応を含む。） ウ 登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 エ 登録者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 オ その他職員の具体的対応等</p> <p>看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行う。看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行うこと。</p> <p>ア 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録 イ 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて登録者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録</p> <p>登録者の看取りに関する理解を支援するため、登録者の状態又は家族の求め等に応じ随時、介護記録等その他の登録者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、登録者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えない。</p> <p>事業所から医療機関へ入院した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り連携体制は死亡月にまとめて算定することから、登録者側にとっては、小規模多機能型居宅介護の登録を終了した翌月についても自己負担を請求されることになるため、登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。</p> <p>事業所は、入院の後も、継続して登録者の家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要である。</p> <p>なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要である。</p> <p>本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。</p> <p>また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、看取り期における登録者に対する介護の内容について相談し、共同して介護を行っており、家族に対する情報提供を行っている場合には、看取り連携体制加算の算定は可能である。この場合には、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要である。</p> <p>なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることにより、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。</p> <p>事業所の宿泊室等において看取りを行う際には、プライバシーの確保及び家族への配慮について十分留意することが必要である。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の5(10))</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
17 訪問体制強化加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、登録者の居宅における生活を継続するためのサービスの提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき1,000単位を加算する。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。 イ 事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること。 ロ 算定日が属する月における提供回数について、当該事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。ただし、事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、経費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって登録を受けたものに限る。)を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、イ(1)を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。 (平27厚告95 五十五)</p> <p>訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置する事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり延べ200回以上である場合に当該加算を算定する。当該加算を算定する場合にあっては、当該訪問サービスの内容を記録しておくこと。 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定が可能である。 「訪問サービスの提供回数」は、歴月ごとに、5ロと同様の方法に従って算定するものとする。 なお、本加算は介護予防小規模多機能型居宅介護については算定しないため、小規模多機能型居宅介護の登録者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。 事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を併設する場合は、各月の前月の末日時点(新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始(再開)日)における登録者のうち同一建物居住者以外の者(「小規模多機能型居宅介護費のイ」を算定する者)をいう。以下同じ。)の占める割合が100分の50以上であって、かつ、から の要件を満たす場合に算定するものとする。ただし、については、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。 (平18老計発0331005他 第2の5(11))</p>	平18厚告126 別表の4リ 注	訪問体制強化加算について、左記により算定しているか。		
18 総合マネジメント体制強化加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、サービスの質を継続的に管理した場合は、1月につき1,000単位を加算する。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。 イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。 ロ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。 (平27厚告95 五十六)</p> <p>事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせるために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものである。 次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。 イ 小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族</p>	平18厚告126 別表の4ヌ 注	総合マネジメント体制強化加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。</p> <p>□ 日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。</p> <p>(地域の行事や活動の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応 登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組(行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等) 登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組(登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等) <p>(平18老計発0331005他 第2の5(12))</p>				
19 生活機能向上連携加算	<p>(1) 生活機能向上連携加算() 100単位 (2) 生活機能向上連携加算() 200単位</p> <p>(1)について、介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスを行ったときは、初回の当該サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。</p> <p>(2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスを行ったときは、初回の当該サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。</p>	平18厚告126別表の4ル注	生活機能向上連携加算について、左記により算定しているか。		
<p>生活機能向上連携加算について</p> <p>生活機能向上連携加算()について</p> <p>イ 「生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供するサービスの内容を定めたものでなければならない。</p> <p>□ イの小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下小規模多機能型居宅介護において同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下小規模多機能型居宅介護において「理学療法士等」という。)が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成</p>					

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議として開催されるものを除く。以下において同じ。）を行い、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うものとする。</p> <p>カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院及び診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院である。</p> <p>ハ イの小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。</p> <p>（a）利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 （b）生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標 （c）bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 （d）b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容</p> <p>ニ ハのb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。</p> <p>ホ イの小規模多機能型居宅介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行うサービスの内容としては、例えば次のようなものが考えられること。 達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定。</p> <p>（1月目）訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。 （2月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。 （3月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、サービス提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。）。</p> <p>ヘ 本加算は口の評価に基づき、イの小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供された初回のサービスの提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度口の評価に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直す必要があること。なお、当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。</p> <p>ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。</p> <p>生活機能向上連携加算（ ）について</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>イ 生活機能向上連携加算()については、ロ、ハ及びトを除きを適用する。本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき イの小規模多機能型居宅介護計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施することを評価するものである。</p> <p>(a) イの小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、サービスの計画作成責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該事業所の計画作成責任者に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合には、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとする。</p> <p>(b) 当該事業所の計画作成責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、イの小規模多機能型居宅介護計画の作成を行うこと。なお、イの小規模多機能型居宅介護計画には、aの助言の内容を記載すること。</p> <p>(c) 本加算は、イの小規模多機能型居宅介護計画に基づきサービスを提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、aの助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合を除き、イの小規模多機能型居宅介護計画に基づきサービスを提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。</p> <p>(d) 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。なお、再度aの助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の2(14)準用)</p>				
20 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>ハ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(平27厚告95 四十二の六)</p> <p>口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</p> <p>口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。</p> <p>イ 口腔スクリーニング</p> <p>a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者</p> <p>b 入れ歯を使っている者</p>	平18厚告126別表の4ヲ注	口腔・栄養スクリーニング 加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>c むせやすい者</p> <p>□ 栄養スクリーニング</p> <p>a BMIが18.5未満である者</p> <p>b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者</p> <p>c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>d 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p> <p>（平18老計発0331005他 第2の3の2(17) 及び 準用）</p>				
<p>21 科学的介護推進体制加算</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。</p> <p>利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。</p> <p>情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照。</p> <p>事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <p>イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）</p> <p>ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）</p> <p>ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。</p> <p>ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>（平18老計発0331005他 第2の3の2(19)準用）</p>	<p>平18厚告126別表の4ワ注</p>	<p>科学的介護推進体制加算について、左記により算定しているか。</p>		
<p>22 サービス提供体制強化加算</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、登録者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、2一については1月につき、2二については1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 小規模多機能型居宅介護費を算定している場合(1月につき)</p> <p>一 サービス提供体制強化加算() 750単位</p> <p>二 サービス提供体制強化加算() 640単位</p> <p>三 サービス提供体制強化加算()</p>	<p>平18厚告126別表の4カ注</p>	<p>サービス提供体制強化加算について、左記により算定しているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	350単位 (2) 短期利用居宅介護費を算定している場合(1日につき) 一 サービス提供体制強化加算() 25単位 二 サービス提供体制強化加算() 21単位 三 サービス提供体制強化加算() 12単位				
	厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算() 次のいずれにも適合すること。 (1) 事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 (3) 次のいずれかに適合すること。 (一) 当該事業所の従業者(看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 当該事業所の従業者(看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (4) 定員超過利用又は人員基準欠如に該当していないこと。 ロ サービス提供体制強化加算() 次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 事業所の従業者(看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (二) 当該事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 (三) 事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当すること。 (平27厚告95 五十七)				
	研修について 従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 会議の開催について 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。 ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家庭環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となる				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>ものであること。なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。</p> <p>上記ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに平18老計発0331005他 第1の5の届出を提出しなければならない。</p> <p>勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。</p> <p>勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。</p> <p>同一の事業所において介護予防小規模多機能型居宅介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。</p> <p>なお、この場合の従業者に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の2(16)、及び から 並びに4(18) 準用)</p>				
23 介護職員処遇改善加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算() 平18厚告126別表の4 イからカまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算() 平18厚告126別表の4 イからカまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算() 平18厚告126別表の4 イからカまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数</p> <p>介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老発0316第4号)を参照すること。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の2(17)(18) 準用)</p>	平18厚告126別表の4ヨ注	介護職員処遇改善加算について、左記により算定しているか。		
24 介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算() 平18厚告126別表の4 イからヲまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算()</p>	平18厚告126別表の4カ注	介護職員等特定処遇改善加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>平18厚告126別表の4 イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（老発0316第4号）を参照すること。 (平18老計発0331005他 第2の2(17)(18)準用)</p> </div>				
25 中重度者へのサービス提供体制強化に関する項目	<p>次のいずれにも該当すること。(1月につき500単位)</p> <p>(1) 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として登録していること</p> <p>(2) 算定日が属する月の前12月間において、看取り連携体制加算を算定した利用者が1名以上であること。</p>	要項第2条別表	独自報酬について、左記により算定しているか。		

注1 本自主点検表は、自主点検用として作成しているものであるため、指定基準・算定基準にかかる全ての法令等を網羅したものではありません。

注2 記載されている法令等の条文は、語句を省略するなどの修正を加えている箇所があるため、原文通りではありません。

注3 法令・基準等については、厚生労働省発出のもの等で確認すること。

<p>当該小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

